

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月11日

香川県公安委員会委員長 溝 渕 香 代 子

### 香川県公安委員会規則第13号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1の3（第13条の2関係）		別表第1の3（第13条の2関係）	
路線名	区 間	路線名	区 間
略		略	
一般国道32号	高松市田村町字中川原426番3地先から 三豊市財田町財田上字大師谷7588番45地先まで	一般国道32号	高松市田村町字中川原426番3地先から 仲多度郡まんのう町買田字中手506番2地先まで
略		略	

附 則

この規則は、令和2年12月13日から施行する。